

「文明公追遠碑」(甚大寺堀田家墓所内) 読み下し文・意訳文

【読み下し文】

追遠(一) 碑

旧佐倉藩執政 平野重久(三) 撰

幕府令を下し海禁(三)を厳にす。殊邦(四)の船舶跡を絶つこと二百余載なり。而して其の和好(四)五を入れ、盟約を訂すること、実に我が文明公(六)の国に當る(七)より始まる。王家の法度(八)を變更し、旧汗(九)を一新し、広く文明の化を宣べるは此に根ざすなり。蓋し公は天下の大勢を十数年の前に洞観(一〇)し、而して逆つてこの規画の処置を為す。時俗駭異(一一)し、狂瞽喙を張り(一二)、麤獷氣を鼓し(一三)、以て之を搏撃(一四)す。今日より之を觀れば、公の宿算神の如し、宜しく追褒(一五)の典有るべきを一人として其の誣を伸ばし(一六)顧みること無く、其の心事をして天下に暴白(一七)を得ず。呼鳴冤なる哉。嗚呼悲しい哉。

嘉永六年美利堅大統領(一八)、水師提督彼理(一九)を遣し来りて通好を請ふ。時、承平(二〇)の日久しく外交の害耳に熟し人々怪疑し、議の決する所なし。

幕府、官僚及び大小侯伯に告し、各々可否を上る。公開納(二二)を主とし、極めて和戦の利害を論ず。遂に其の請を聴し、安政二年、公、溜問班(二三)より入り老中となる。位第一に次し、外国事務を領す。

【意訳文】

追遠碑

旧佐倉藩執政 平野重久 撰

幕府は法令を下し鎖国政策を厳しく行った。外国の船舶が姿を消して二百年あまりとなる。そして、その親睦平和友好を受け入れ、盟約をただしたの、実に我が文明公(堀田正睦、以下「公」と表記)が国政にあたったことから始まった。日本の禁制を變更し、幕府の旧令を一新し、広く文明開化が行き渡ったのは、ここに根ざしている。まさしく文明公は、天下の趨勢を十数年前に見通して、さかのぼってこの計画の処置をなした。当時の民衆は驚き怪しみ向こう見ずの言動を盛んにし、荒々しく暴悪な氣勢をおこした。今日、これを觀ると、公に宿った知恵は神の如く、ぜひとも後から褒めたたえる盛典があるべきところを、一人として事実の虚構を正し顧みること無く、公の心と事実を天下に知らしめることができている。何と恨めしいことだろうか。何と悲しいことだろうか。

嘉永六年(一八五三)、アメリカ大統領フィルモアは、東インド艦隊司令官マシュー・ペリーを遣わし通商と友好を求めた。当時、平和と繁栄の日は久しく、外交は害と耳にすることが多く、人々は怪しみ疑い、議決することはなかった。幕府は官僚や大小の諸侯に通告し、各々の可否を上申させた。文明公は、開国を受け入れることを主とし、平和と戦争の利害を論じた。遂にその求めが聴き入れられ、安政二年(一八五五)、公は溜問詰から老中となった。老中の中でも一番の位となり、外交交渉にあたった。

四年、美利堅、行人范利斯(三三)を遣して来る。公先づ之を見る。范利斯、説くに、上帝(三四)一視同仁(三五)四海兄弟(三六)の義を以てす。其の特派公使を江戸に置き、大いに互市(三七)を行ふことを請ふ。公且に其の言を上る。竟に其の入見(三八)を許し国書を受く。因て権りに交通の章程(三九)を定め天下に宣布せんと欲し、言はんと欲する所を問ふ。水戸前中納言(四〇)、主として異議を執り、土佐守山内豊信(四一)亦た、其の不可を論ず。是に於て士人儒生(四二)往来夸言(四三)し上下を煽動し横議(四四)紛然たり。

幕府病む。公をして京に詣り、其の事を奏請せしむ。公先づ九条閑白(三四)に見え、曲に情勢を陳ぶ。上疏(三五)して曰く。方今、万国雄峙(三六)、帝と称し、王を坏り、猶漢土の春秋戦国(三七)、我邦の足利氏末年(三八)のごとし。孰か能く之を一つに合わせんか。則ち兄弟、離れば則ち寇讐(三九)たり。喜べば則ち羹合(四〇)、怒れば則ち糜沸(四一)す。治乱の機、関する所至大なり。復た一国一方に止まるにあらざるのみ。故に離れば則ち戦わざるを得ず、合すれば則ち和せざるを得ず、合離之れ決せんか和戦之れに従う。未だ離合和戦の外に立ちて独り自ら尊しと称する者あらざるなり。

清国自大独尊たりき。近日之が敗状見る可きなり。我国大海四周し、当に彼の行船の衝にあたるべし。拒みて之れを斥け、往来停可を得ざるに至らば、則ち万国交訟相い疾し相讐(四二)する者皆がら我に集る。其の禍害小々なら

同四年(一八五七)、アメリカは外交官のタウンゼント・ハリスを遣わした。公はまず彼と接見した。ハリスが説くには、君主はすべての人を差別せず平等に仁愛を施し、兄弟のように親しくすることを正しい道としている。アメリカの特派公使を江戸に置き、大いに貿易を行うことを求めた。公は、ハリスの意見を上申した。とうとうハリスの將軍謁見を許しアメリカの国書を受けた。そして、仮に人や貨物の行き来の規則を定め天下に宣布しようとし、(諸大名に)言いたいことを問うた。水戸の徳川斉昭は主として異議を唱え、土佐藩主の山内豊信もまたその不可を論じた。そして、武士、儒学者らは誇張して上から下までを煽動して勝手な議論が紛然とした。

幕府は悩み、公を上洛させ、そのことを朝廷に奏請させた。公はまず閑白の九条尚忠に会见し、どうにか情勢を述べた。意見を文書にして上申して言うのは、「今しがた万国は勢力を張りあい、皇帝と称し、王を侮り、なお中国の春秋戦国時代、我が国の室町時代末、戦国時代のようなのです。どうにかして、国々を一つに合わせなければなりません。すなわち兄弟は、離れば敵として脅かし、喜びを分かち合えば調和し、怒れば粥の煮え立つごとく乱れ騒ぎます。世の中が治まること、乱れることに大きく関わっているのです。また、一国が一方に留まることはできません。それ故に、離れば戦わざるを得ず、一つになれば和合せざるを得ないのです。未だこの離合と和戦の外に立ち一人で自らを尊いとする者国はありません。

清国は自分の国だけが他の誰よりも尊いとしてきましたが、近日この国が敗れた様を見るべきです。我が国は四方を海に囲まれ、まさに国々の行きかう船の要衝にあたります。これを拒んで退け、往来や停泊を許可しないのであれば、万国は互いに我が国を訴え、争い、敵とする者が全て集まります。その災いは小々のことではないでしょう。

んや。

上帝兆民を子愛す。四海皆兄弟なり。兄弟相依りて動けば吉ならざるはなく、兄弟相讐せば凶ならざるはなし。今、宇内万国、徳醜(四三)力斉しく能く相越ゆることなし。之が為め、君たる者は、彼我の見を去り均適の礼に循ひ

(四四)、使聘門遣(四五)の数、士商往来の便、監史筭駐(四六)の宜しくなからんことを彼此相当たり行ふこと累年、権すでに人に及び、人を取りて善をなし、

積みてこれを大にし、広くして之を充せば、則ち宇内の広きこと万国の衆合して一つに帰すること或は甚だ難しからず。陛下独尊の心を持せば則ち禍敗彼の如し。兄弟相依の儀に就けば則ち効功(四七)此の如し。しかるときは今日の

の和好、安んぞ他日宇内の混を一にし、万国の盟主となるの基にあらざるを知らんや。且つそれ神州剖判(四八)以来、皇統一系、彼の朝秦夕漢(四九)の比の如くにあらず、而して土地沃饒、万貨豊殖、俗厚く、人僕に、義に重く、上を敬せば天心の向う所知る可きなり。陛下何ぞ疑って決せず、何ぞ顧みて行わざるや。

辞氣懇惻(五〇)、聖聴(五一)を感動せしむ。乃ち下して、其の議を諸公卿に下す。公卿不可を固執す。既にして伝奏官(五二)をして旨を伝いしめて曰く。請ふ所やむを得ざるに出づ。幾海馬頭(五三)を開くの一項は顧みて力拒む可からずやと。公又その不可を陳ぶ。この時警言廷に盈ち公卿益々前議を持して牢

君主は万民を愛し、世界中の人々はすべて兄弟です。兄弟は互いに信頼して動けば大きな幸いをもたらし、互いに憎み合えば必ず災いとなります。今、世界中の国々の道徳と憎しみの力は等しく互いに越えることはありません。このため、君主たるものは、自らの見識によらず、誰に対しても平等に礼儀を尽くし、使者を相互に遣わした数、商人の往来の便、役人を駐在させ適切に職に励むようにし、長年にわたりこれを行い、権力はすでに人々の及ぶところとなり、人々を集めて善をなし、これが積もって大きく広くして満ちていけば、すなわち世界中の国々が多く集まり一つとなることは難しくありません。陛下が自分だけが尊いという心を持てば、災いと失敗は清国のようになります。兄弟が互いに頼ることを手本とすれば、その効果・功績は先に述べたとおりです。そのようなときは、今日の親睦交誼はどうして世界の混乱を一つにし、万国の盟主となる基礎ではないことを知らないでしょうか、そうではないでしょうか。

かつ、我が国は、建国以来、皇統一系であり、彼の国のように朝には秦、夕には漢と変遷極まりなくこのようではありません。そして土地は肥沃で貨幣は豊かに増え、世間は情に厚く、人々は忠実で義に重く、上を敬い天の心の向かうところを知ることができます。陛下、どうして疑って決しないことがありますでしょうか。どうして顧みないことがありますでしょうか。文明公の言葉遣いは丁寧であられみ深いものであったので、天皇の耳を感動させた。そして、公卿にこれを議論するよう命令した。公卿たちは文明公の意見を不可とすることに固執し、伝奏官を遣わしその旨を公に「幕府が求める所はやむを得ないところではあるが、近畿の港を開くという一項目はどうにか拒めないか」と伝えた。公はまたその不可を述べた。この時、分別のない言葉が朝廷に満ち公卿らは、ますます前の議論を持ち出して

として抜くべからず。天皇公を召して厚賜(五四)あり、東帰して再び侯伯をして評議せしむ。

又大將軍には其の宗に、賢にして且つ長者を択び、儲弑(五五)たるを諭す。

意は一橋刑部卿(五六)に在り。而して諸侯も亦多く意に属す。公大いに之を然りとす。公帰るや、井伊直弼新たに大老となる。建儲(五七)を議してあわず。

公曰く、国家多事、賢且つ長なるを立つるに非ずんば不可なりと。直弼曰く、

天下を制馭するに、祖宗の法度(五八)あるより、何ぞ長の意のみあらん。紀伊公子(五九)在るなりと。衆附和(六〇)して之に従う。公吁嗟と。敢えて復た与に争わず。

范利斯すでに約章に期を刻して印署を待つ。而して諸侯再議するも未だ輯諾(六一)するに及ばず。公勢の緩む可からざるを見て、竟に之を稟行す。未だ幾ばくならずして公罷め、帝鑑之間(六二)に班す。或は謂う前議の合わざるを以てなりと。

公是れよりして口に復た当世の事を言わず、致仕(六三)して自ら見山と号し閑に処り、風詠自ら娛しむ。公去りて尊王攘夷の言転じて盛なり。仍つて追罪するに外交の大事倉卒(六四)に之を処せしを以てし、家に禁固せしむ。

文久三年、英吉利と郤を生ず(六五)。都下恟々、荷担逃避す。公疾に寝ぬ。

請いて其の邑佐倉に屏居(六六)す。元治元年三月二十一日卒す。年五十五。二

意固地となり説得することができなかった。天皇陛下は、公を召して手厚い贈り物を与えた。公は江戸に戻り再び諸大名に評議させた。

また、將軍の世継ぎは、賢くかつ年長者を選ぶこととなっており、一橋慶喜卿がふさわしいと考えられていた。多くの大名も同じ意見であった。公もまたこれをその通りであるとしていた。公が江戸に帰ると、井伊直弼が新たに大老となっていた。誰を將軍の世継ぎとするかは議論があわず、公は「国が多くの難局にある中で賢く年長なものを立てるべきである。」と述べた。井伊直弼は、「天下を制御するのに、先祖代々からのきまりがある。どうして年長者である意味があるだろうか。紀伊の徳川慶福(後の家茂)公がおられるではないか。」と述べた。幕閣たちは付和雷同、これに従った。公はああ、と嘆きの声を発し、あえて争うことはなかった。

ハリスはすでに条約に期日を記して印と署名を待っていた。しかし、諸大名が再度議論するも収束することはなかった。公はそうした勢いが緩むことがないだろうとみて、ついに条約に調印することを申し上げた。その後、わずかな間で公は老中を辞め、帝鑑の間詰めの大名となった。条約の調印や將軍の後継者問題で意見が合わなかったためと言われる。

公はこれよりは今の世の中のことを言わず、官職を辞して自ら見山と号して心静かに過ごし、詩歌を作り楽しんだ。公が幕府の中核より去ると尊王攘夷の言説が転じて盛んとなった。よって、公が外交交渉を急いで進めたと処断し追罪し蟄居させた。文久三年(一八六三)、イギリスと武力衝突し、都下はおそれびくびくし、荷をまとめて逃げまどった。公は病に伏せ、願い出て佐倉に退いて隠居した。元治元年(一八六四)三月二十一日に五十五歳で亡くなった。同月二十九日に禁錮を赦す幕命があり、ここではじめて喪を発した。

十九日命ありて禁錮を積く。ここに於て始めて喪を発す。

噫嘻、公の遠見深識、数十年後に至り、天下の事果せり。始めて其の規画せられしもの、而して当時格沮かくしよ（七六）して行わず。徒らに行わざるにあらず。従つて之を罪とす、また冤ざらんか。

頃者けいしや（六八）、佐倉の士庶ししよ（六九）相謀り公の事跡を紀し以て碑を建てんとす。重久嘗つて従つて京師に在り、深く其の苦心焦思を知るをもつて序して銘せしむ。重久感激歎憤、筆を揮つて以て之を天下後世に白す。

公諱は正睦、初めの諱は正篤。不矜公ふきんこう（七〇）諱は正俊九世の孫なり。自性公（七一）諱は正時の庶子なり。謙良公（七二）諱は正愛を嗣ぎ、立ちて旧封きゅうほう（七三）を襲う。

文政八年四月始めて大將軍文恭公に謁し、従五位下に叙し相模守と称す。十二年、奏者番そうしやばんとなり、天保五年、寺社奉行を兼ね。更らに備中守と称す。八年、大坂城代に遷り、従四位下に叙す。未だ行かざるに西城せいじやう（七四）老中となり、太子たいしを傳し（七五）、侍従に任ず、十二年、入りて老中となり、十四年罷む。溜間格たまりのま（七六）に班し、安政元年進んで溜間に班す。

公、文恭、慎徳、温恭（七七）の三將軍に歴事し、恩遇優渥、賚賜らいし（七八）極めて多し。心を藩政に留む。先時せんじ（七九）、事を用うる者貪濁にして、酒食に淫耽いんたん（八〇）し、凶徒悪漢朋飲相效なう。尤も好學勵行の士を悪む。公、封に就くの初め痛く

ああ、公の深い見識、数十年後に至り、天下に果たされることとなった。初めてこれを計り定めようとしたものの、当時は阻まれ実行することができなかった。ただいたずらに実行しなかったのではない。従つてこれを罪としたのはなんと無実の罪ではないだろうか。

近頃、佐倉の元藩士と一般の人々は相計つて公の事跡を記して碑を建てようとしている。重久は、かつて公に従つて京にあり、深くその苦心や思い煩つたことを知っているので、碑文を序して刻銘することとなった。重久は深く感激し嘆き憤り筆をふるつてこれを天下後世に知らしめる。

公の諱は正睦、初めの諱は正篤。不矜公ふきんこう、諱は正俊から数えて九代の子孫である。自性公じしやう、諱は正時の庶子である。謙良公けんりやう、諱は正愛の後を継ぎ、旧領を受け継いだ。文政八年（一八二五）四月にはじめて当時の將軍文恭公（徳川家斉）に謁見し、従五位下に叙し相模守と称した。同一二年、奏者番となり、天保五年（一八三四）、寺社奉行を兼ねた。更に備中守と称した。同八年、大坂城代となり従四位下に叙された。その後まもなく西の丸老中となり將軍世継ぎの付き添い役となり侍従に任ぜられた。同年十二年になつて老中となり、同十四年に辞めている。溜間格に班し、安政元年（一八五四）になり溜間に班した。

公は、十一代將軍家斉、十二代將軍家慶、十三代將軍家定の三代の將軍に仕え、厚遇され賜り物も極めて多かった。藩政に心血を注いだ。公の先代の頃は、藩政に用いられる者は腐敗し、酒食におぼれ、凶徒や悪漢と酒を酌み交わしていた。もつとも學問を好み一所懸命につとめる藩士が憎まれた。公、藩主となつた頃には、ずいふんとそうした者たちを退け、學問に勉めるものを登用し、多くの人々に申し渡しを行った。ぜいたくを押さえ、儉約を尊んだ。

黜陟（八二）を行い、号を発して令を施す。奢侈を抑え、節廉を尚ぶ。厳しく  
 衣装、家屋、吉凶、贈遣（八三）の制を立て、子弟をして、学を先んじ、礼楽書  
 数及び医术を講ぜしめ、士一芸に達せずんば則ち其の禄を減ず。一藩翕然（八三）  
 たり。心を雪ぎ恥を知る。風俗大いに革まる。

成徳書院（八四）を城外に建て、聖廟（八五）を造り、春秋積奠（八六）す。演武  
 場を開き撃刺を教う。銃戦を習い、劍銃、巨砲を鑄す。西洋医术を善くする者  
 を招いて藩医の子弟に命じて之を学び、士の才学ある者を択んで西洋諸学を  
 講ぜしむ。嘗つて社倉（八七）を建つ。天保の飢饉に一境餓殍（八八）なし。封内  
 の窮民、子を生み多く挙げず（八九）。親しく論文を作りこれを禁ず。為に養育  
 の方を立て、養老の典（九〇）を修む。引痘の施（九一）を周くす。

襲封の始め、民口八万に過ぎざるも晩歳十一万なり。嗣立凡そ三十五年徳  
 政下に布き、士民欣戴（九二）せざるものなし。

公、書を読み大意を領す。要は実践にあり。楽を嗜み和歌を好む。心に悦び  
 意和するに在り。卒せし翌月某日、城東甚大寺に葬る。文明と諡す。夫人榊  
 原氏先きに歿し、側室八子を生む。曰く正倫（九三）従五位、曰く顕（九四）、病歿  
 し、余は皆天す。十五女、五人に適し、余は皆天す。

厳しく衣装、家屋、吉凶、財物を贈り遣るうえでの制度を立て、子弟らには  
 学問を優先し、礼楽、書、算数および医术を学ばせて、藩士が一芸に達しな  
 ければ、その俸禄を減らした。藩が一つとなり、心を清め恥を知り、風俗が  
 大いに改まった。

成徳書院を城外に建て、孔子を祀る祠堂を造り春秋の季節ごとに供物を  
 ささげ祀った。演武場を開き、槍や刀の武術を教え、銃の戦い方を習わせ、  
 刀劍、銃、大砲を鑄造した。西洋医术に優れた者を招いて藩医の子弟にこれ  
 を学ぶよう命じ、藩士の中で才覚に優れた者を選んで西洋の様々な学問を  
 学ばせた。かつて飢饉救助のために倉庫を設け、天保の飢饉の際には佐倉  
 藩領一帯で餓死するものがなかった。領内の民は困窮のため間引きを行っ  
 た。公は自ら論文を作りこれを禁じた。そのため、養育方を立て、年長者や  
 高齢者を敬い世話をするための制度や規範を整えた。天然痘の予防接種で  
 ある種痘をあまねく行った。

藩主となってまもなくの頃、領民は八万人に過ぎなかったものの、晩年  
 は十一万人であった。藩主を継いでおよそ三十五年の間徳政を敷き、民は  
 これをよろこび推し戴かないものはなかった。

公は文書を読めばすぐに大意を捉えた。要は実践することにあつた。音  
 楽を嗜み和歌を好んだ。心が悦び気持ちちが和らいだためだろう。亡くなつ  
 た翌月の某日に城の東の甚大寺に葬られた。「文明」と諡が贈られた。夫人  
 は榊原家から入られたが先に亡くなり、側室が八人男子を産んだ。正倫は  
 従五位となつたが弟の正顕は病没し、他の男子たちは幼くして亡くなった。  
 十五人の女子があり、五人が嫁ぎ、他の女子たちは幼くして亡くなった。

銘に曰く

其れをして行はしむべきか。

何ぞ力を出して之を齧む。

其れをして行はしむべからざるか。

何ぞ翻覆ほんぶく（九五）して其の轍わだちに循したがふ。

天地風霾てんちふうばい（五六）。白黒別たず。

心の至誠久しくなんぞ冤鬱えんうつ（九七）。

之を銘辞めいじ（九八）に直し、衆思しゅうし始めて達す。

国既に能く為すなし。家実に施設しせつ（九九）有り。

爰あゐに俊父しゆんがを陟のぼせ（一〇〇）。

爰あゐに饗養かうようを黜ちゆうす（一〇一）。

維これ文、維これ武、百度ひゃくど俱ともに秩ちす（一〇二）。

苟いくも能く為せば、豈あに藤薛とうへいに鄙あせん（一〇三）や。

政教せいぎょう周被しゅうひ（一〇四）。長とこしえに芳烈ほうれつ（一〇五）を仰あぐ。

明治十六年十一月

従三位 松平確堂（一〇六） 篆額（一〇七）

旧佐倉藩執政 佐治延年（一〇八）書

銘文に記す

それ（公が為そうとした開国交渉）を行うことができるか。

（当時の世は）どうして力を出してこれに食い込もうとするのか。

それを阻んでできないようにするのだろうか。

心変わり、その轍（公の為そうとしたこと）をたどっているではないか。

風吹き土降り天地は暗く、白黒の分別がつかない。

汚れない真心は久しく、無実の罪を被り心は晴れない。

これを碑文によって真の姿に直し、人々は初めて思いさとする。

国は既に為すすべもなく、故郷の佐倉にこれを為す計略がある。

ここに優れた人材を登用し、

ここに金銭や飲食をむさぼるものを退け、

文武を重んじ、多くの制度を秩序よく整えた。

もし公が為そうとした開国交渉が邪魔されず為すことができれば、

どうして藤のつるの如くおちぶれることがあるのか。

公の仁政と教えはあまねくゆきわたった。

とこしえに輝かしいその功績を敬う。

明治十六年（一八八三）十一月

従三位 松平確堂 篆額

旧佐倉藩執政 佐治延年 書

【註釈】

(一) 追遠 遠きを思い祖先を尊び祭ること。

(二) 平野重久 正睦・正倫に仕えた佐倉藩重臣の一人。平野重美の子で天保十四年(一八四三)十二月に家督を相続。成徳書院教授、総裁を務め、開国の交渉にあたった正睦を支えた。元治元年(一八六四)の天狗党の乱の際には佐倉藩兵を率い乱の鎮圧にあたった。正倫が徳川慶喜の助命嘆願のために上京中は佐倉の留守を預かった。明治二年(一八六八)の版籍奉還後、佐倉藩大参事を務めた。その後は佐倉藩史の編さん事業に携わり『佐倉藩雜史』全十三巻をまとめた。この碑の撰文を終えた一か月後の明治十六年(一八八三)十二月に死去。

(三) 海禁 徳川幕府の鎖国政策をさす。もともとは中国・朝鮮で一般の人々の私的な海外渡航や海上貿易を禁止した政策。特に明・清代の政策が知られる。

(四) 殊邦 よその国。外国。

(五) 和好 仲良くすること。平和友好。

(六) 文明公 堀田正睦の諡。死者生前の行跡によって名づける追号。

(七) 国に当る 国政の権力・実権を握る。

(八) 法度 おきて。禁制。禁令。

(九) 旧汗 古い君主の号令。幕府の旧令。

(一〇) 洞観 深く見ぬき見通す。

(一一) 時俗駭異 当時の民衆は驚きあやしむ。

(一二) 狂喙誓を張る 愚かしく周囲の事情を考えず向うみずの言動を盛

にする。

(一三) 麤獷氣を鼓す 荒々しく暴悪な氣勢をあふる。

(一四) 搏撃 うちひじく。せめつける、押さえつけること。

(一五) 追褒 死者に対してあとから褒称する。

(一六) 誣を伸す 事実の虚構を正す。

(一七) 暴白 あからさまにさらけ出す。

(一八) 美利堅大統領 当時のアメリカ大統領・ミラード・フィルモア(一八〇〇〜七四)のこと。

(一九) 水師提督彼理 東インド艦隊司令官・マシュー・ペリー(一七九四〜一八五八)のこと。一八五二年、東インド艦隊司令官となりフィルモア大統領の親書を携え軍艦四隻を率いて嘉永六年(一八五三)に浦賀に来航。再来を表明して退去し、翌年軍艦七隻を率いて再度来航。江戸湾深くに航行して幕府に圧力をかけた。横浜で会談を行い、日米和親条約を締結した。翌年、東インド艦隊司令官を退任。晩年は日本遠征記などの出版に注力し、一八五八年ニューヨークで死去。

(二〇) 承平 平和と繁栄。

(二一) 開納 塞ぎ妨げることなくとりいれる。

(二二) 溜間 江戸城における大名の控えの間の一つ。大名の類別の一つとして、諸大名が江戸城に登城してきた際に控える部屋の別が

あった。溜間に詰める大名は、家門の一部と特別の譜代大名などから選ばれ、老中と政務の討議を行い、直接将軍に意見を上申する資格があった。

(二三) 行人范利斯 行人は国外への使節を掌り、又賓客の接待役の官職のこと。范利斯はアメリカの外交官を務めたタウンゼント・ハリス（一八〇四〜七八）のこと。ニューヨークの商人出身で、中

国・東南アジアで貿易に従事した。ペリーによって開かれた日本でのポストを熱望し、日米和親条約の締結後、一八五五年に初代駐日総領事に任命された。翌年、オランダ人の書記ヒュースケンを伴い着任し下田に領事館を構えた。堀田正睦と日米修好通商条約の締結交渉を行い、一八五七年には十三代将軍・家定に謁見している。条約は、翌年大老となった井伊直弼が調印に踏み切った。この翌年から江戸元麻布の善福寺にアメリカ公使として着任し、文久二年（一八六二）に帰国。

(二四) 上帝 天の神、天帝、君、君主、王者。

(二五) 一視同仁 すべての人を差別せず、平等に見て仁愛を施すこと

(二六) 四海兄弟 世界中の人々はすべて兄弟のように親しくし、愛し合うべきであるということ。

(二七) 互市 相互に貨物を交換しあう。貿易。

(二八) 入見 参内して拝謁する。ここでは幕府将軍に謁見すること。

(二九) 章程 おきて、規則、法度。規定の箇条書きのこと。

(三〇) 水戸前中納言 当時の水戸藩主徳川斉昭（一八〇〇〜六〇）の

こと。十五代将軍慶喜の父。条約勅許、将軍継嗣問題で井伊直弼と対立し、安政の大獄で永蟄居を命じられ、病死した。

(三一) 土佐守山内豊信 幕末の土佐藩主。将軍継嗣問題では一橋派に属し、安政の大獄で謹慎を命じられた。井伊直弼が桜田門外の変で暗殺された後に復権した。

(三二) 夸言 誇張して言うこと。

(三三) 横議 気まま勝手な議論。

(三四) 九条閑白 当時の閑白九条尚忠（一七九八〜一八七二）のこと。条約の勅許や和宮降嫁の実現に努めた。

(三五) 上疏 君主又は貴顕に対して、意見を文書で奉ること。

(三六) 雄峙 傑出した国、又は人物が互いに勢力を張り合う。ここでは国の対立をさす。

(三七) 漢土の春秋戦国 中国の春秋戦国時代のこと。前七七〇年から秦が統一する前二二一年までの時代をいう

(三八) 我邦の足利氏末年 室町時代の末、戦国時代のこと。

(三九) 寇讐 寇は侵入してあだする賊。讐は讎。

(四〇) 羹合 調和する、和合すること。

(四一) 糜沸 粥の煮えたつ如く乱れさわぐこと。

(四二) 相讐 互いにかたきとすること。

(四三) 徳醜 道徳と憎しみと。

(四四) 均適の礼に循ひ 全ての人に対して公平な礼儀な規範に従うこと。誰に対しても平等に礼儀を尽くすこと。

(四四) **使聘問遣** 使聘は使者を派遣して訪問させること。問遣は相互に

使節を遣わして問わしめること。

(四六) **監史筭駐** 監史は酒宴を担当する役人のこと。筭駐は官吏・役

人が職務上その地に滞在すること。

(四七) **効功** 効果・功績

(四八) **神州剖判** 神州は日本の尊称。剖判は物がわかれること。天地

がわかれ日本が誕生して以来。

(四九) **朝秦夕漢** 朝には秦の王朝、夕には漢の王朝。中国では王朝が様々

に入れ替わったことから、世の変化が非常に多いさまをさす。

(五〇) **辞氣懇惻** 言葉の氣勢、言葉遣いが丁寧であわれみ深いこと。

(五一) **聖聴** 天子、天皇のお耳に入ること。

(五二) **伝秦官** 取次いで奏聞(上奏)する官職。武士の秦事を取りつぎ

する朝廷の官職。

(五三) **幾海馬頭** 幾海は枢要な海。馬頭は船着場、波止場。

(五四) **厚賜** 手厚い贈り物。

(五五) **儲貳** 皇太子、世継ぎ、跡継ぎのこと。ここでは將軍の継嗣。

(五六) **一橋刑部卿** 十五代將軍慶喜(一八三七〜一九一三)の執任前

の官名。水戸藩主徳川斉昭の第七子で一橋家を継ぎ、後に宗家を

継いで將軍となった。

(五七) **建儲** 本来は皇太子を立てること。ここでは將軍のあとつぎを立

てること。

(五八) **祖宗の法度** 祖先が定めた法や規範。先祖から受け継がれた伝統

や規則を尊重し、それに従うこと。祖宗は君主の始祖と中興の祖、またはひろく歴代の君主やある系統を伝える人の称のこと。

ここでは、井伊直弼が將軍継嗣問題において、紀伊の徳川慶福

(のちの家茂)を推すにあたり、將軍の地位は先祖から受け継が

れた伝統を重んじたこと、つまり將軍家の血統・家柄を重視する

ことを唱えたことにあたるものと考えられる。

(五九) **紀伊公子** 当時の紀州藩主徳川慶福(一八四六〜六六)のこと。

十三代將軍家定に子がなく、この難局にあつて將軍継嗣の決定は

政治的対立を生んだ。家定に近い血統(従弟)であつた慶福は井

伊直弼らに推され十四代將軍となり家茂と名を改めた。

(六〇) **衆附和** 衆は幕府の閣議に列する諸侯。附和は付和雷同、自分

の定見なく軽々しく他人の説に従う。

(六一) **輯諾** やわらぎ受けがうこと。

(六二) **帝鑑之間** 江戸城中の大名の詰所の一つ。格式は溜間の次で、

松平の庶流諸家、有力な譜代大名が詰めた。

(六三) **致仕** 官職を辞して隠居する。

(六四) **倉卒** 慌ただしいこと。慌てて急ぐこと。ここでは正睦が急いで

外交を進めた(とされる)ことをさす。

(六五) **英吉利と卻を生ず** 卻を生ずとは、不和を生ずる、仲たがいをす

ること。ここでは、尊王攘夷の高まりから薩摩藩士がイギリス人

を殺傷した生麦事件、薩摩藩とイギリスが鹿児島湾で武力衝突し

た薩英戦争に至ったことをさす。

(六六) 屏居 へいぎよ 世を退いて隠居すること。

(六七) 格沮 かくしよ おさえとどめ、はばむ

(六八) 頃者 けいしや このごろ、ちかごろ。

(六九) 士庶 ししよ 侍と平民と。一般の人民。

(七〇) 不矜公 ふきんこう 堀田正俊（一六三四〜八四）のこと。三代將軍徳川家光

に仕え老中・佐倉藩主を務めた堀田正盛の三男。慶安四年（一六五一）に家光の死去に際して正盛が殉死すると、遺領を分与され一万三千石の下総守谷藩主となった。四代將軍家綱の時代に順調に昇進し、万治三年（一六六〇）に加増され上野安中藩主二万石を与えられた。家綱の死後、綱吉の擁立に尽くし綱吉が將軍となると大老に任ぜられる。しかし貞享元年（一六八四）、江戸城内で稲葉正休に刺殺された。彼の子孫である正亮が延享三年（一七四六）に佐倉藩主となって以降は、幕末まで堀田氏が藩主を務めた。墓所は浅草の金蔵寺にあったが、昭和十一年（一九三六）に佐倉の甚大寺に移され、同五十三年（一九七八）、正睦・正倫の墓所とあわせて千葉県指定史跡となっている。

(七一) 自性公 じしやうこう 堀田正時（一七六一〜一八一）のこと。堀田正亮の九

男で正睦の父。文化二年（一八〇五）に兄の正順の死後、正順の長男・正功が既に早世していたため、佐倉藩主となった。佐倉學問所を温故堂と改称した。

(七二) 謙良公 けんりやうこう 堀田正愛（一七九九〜一八二五）のこと。堀田正功の

長男。正功は享和二年（一八〇二）に早世したため、先に叔父の

正時が藩主となり、正時が文化八年（一八一）に亡くなると家督を継いだ。彼の代には佐倉城の天守が火災により焼失したり、多額の借金に悩まされたり苦境が続いた。

(七三) 旧封を襲う きゆうふうをうけつぐこと 旧領をうけつぐこと。

(七四) 西城 江戸城西の丸。本丸の西の一郭で將軍の世子の居所、將軍の隠居所。

(七五) 太子を傅し たいしをふ 天位の継承者たる皇子の付き添い役。幕府では將軍を君主とし、その世嗣を太子と尊称した。

(七六) 溜間格 たまりのま 老中を退任した大名が前官礼遇の形で一代に限り溜間の末席に詰めること。

(七七) 文恭、慎徳、温恭 文恭は十一代將軍、徳川家斉（一七七三〜一八四一）の諡。慎徳は十二代將軍、徳川家慶（一七九三〜一八五三）の諡。温恭は十三代將軍、徳川家定（一八二四〜一八五八）の諡をさす。

(七八) 賚賜 らいし たまわること。また、そのもの。

(七九) 先時 せんじ さきの時代。ここでは、堀田正睦の先代の頃。

(八〇) 淫耽 いんたん 淫欲にふける。淫らな行いに耽る。

(八一) 黜陟 ちゆうてい ある者の官位を退け、代わりの者の登用を進めること。

(八二) 贈遣 そうけん 財物を贈り遣る。

(八三) 翕然 しやくぜん あつまり合うさま。

(八四) 成徳書院 せいとくしやういん 正睦によって拡充された佐倉藩藩校のこと。佐倉城大手門外、現在の佐倉市民体育館の辺りに置かれた。

(八五) 聖廟 孔子を祀った祠堂

(八六) 春秋積奠 春秋の季節に、孔子の神位に供物をささげて祭ること。

(八七) 社会 飢饉救助の目的に設けた倉庫。

(八八) 一境餓殍なし 佐倉藩領一帯では餓死するものがなかった。

(八九) 子を生み多く挙げず 困窮のため生まれた子を多く育てない間引きの風習があったこと。

(九〇) 養老の典 年長者や高齢者を敬い、世話をするための制度や規範を指す。

(九一) 引痘の施 天然痘予防のための種痘接種を実施した。

(九二) 欣戴 よろこび推し戴くこと。

(九三) 正倫 堀田正倫(一八五一〜一九一一)のこと。堀田正睦の四男

男として江戸で生まれる。兄たちが早くに亡くなったため嫡子となり、安政六年(一八五九)、正睦の隠居にともない幼くして家

督を継いだ。維新後は藩知事となり、明治四年(一八七二)の廃藩置県により、佐倉を離れ東京に移住。明治十七年(一八八四)

に伯爵に叙される。明治二十年に宮内省より華族の地方移住が認可されると、旧領地の佐倉に戻り、農業・教育の振興に尽くすこ

とを決意。明治二十三年、佐倉に邸宅(現在の旧堀田邸・庭園)を構えた。明治三十年(一八九七)には千葉県に先立ち、堀田家

農事試験場を設立した。さらに藩校の流れをくむ佐倉中学校

(現・佐倉高等学校)への多額の寄付・支援を行った。明治四十

四年(一九一一)、死去。墓所は佐倉市新町の甚大寺。

(九四) 顕 正睦の五男、正倫の弟の堀田正顕のこと。福澤諭吉に学び、

明治四年(一八七一)から六年までアメリカに留学。明治八年に若くして病没している。

(九五) 翻覆 ひっくりかえる。裏返しになること。転じて、変わりやす

いことや変化の激しいこと。

(九六) 天地風霾 風吹き土降り天地が暗いこと。

(九七) 冤鬱 無実の罪を被り心が晴れないさま。

(九八) 銘辞に直し 銘文や碑文によって真の姿に直す。

(九九) 施設 計画、策略などを立てること。またその計画。

(一〇〇) 俊乂を陟せ 優れた人材を登用し高い位につかせる。

(一〇一) 饗養を黜す 金銭や飲食などをむさぼる者を退け放逐する。

(一〇二) 百度俱に秩す 多くの制度を秩序よくする。

(一〇三) 藤薛に鄙せん 藤の木のつるの如くおちぶれること。

(一〇四) 政教周被 政治と教育があまねくゆきわたること。

(一〇五) 芳烈 義を守る心が極めて強いこと。立派な手柄。

(一〇六) 松平確堂 松平齐民(一八一四〜九二)のこと。津山藩主を務

めた江戸時代後期の大名。十一代將軍・家斉の十五男。確堂は号。

(一〇七) 篆額 石碑などの上部に篆文で書いた題字

(一〇八) 佐治延年 正睦・正倫に仕えた佐倉藩重臣の一人。佐治茂右衛

門延齡の子。天保九年(一八三八)、父の死去により当主とな

り五百石を受け継ぐ。側用人、学問奉行、年寄役などを務めた。慶応三年（一八六七）の徳川慶喜助命嘆願のため正倫と共に上京している。佐治延済（のち済）は弟で文久三年（一八六三）に延年の養子となり跡を継いだ。明治期の堀田家の家令を務めたことで知られる。